

島根県福祉サービス第三者評価結果公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5の規定に基づき、評価結果の公表の内容及び手続き等を定めることにより、サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

(公表の内容)

第2条 福祉サービス第三者評価事業を推進する島根県（以下「県」という。）及び当該評価を行った評価機関は、福祉サービス第三者評価の結果等について、島根県福祉サービス第三者評価実施要領(以下「実施要領」という。)様式第2号の内容により、これを公表する。

- 2 公表に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮を行うものとし、利用者又は職員個人（代表者及び管理者の氏名は除く。）が識別され得る情報は記載しない。また、各評価を担当した評価調査者の氏名も公表しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者から公表についての同意が得られなかった場合は、同意が得られない範囲において公表しないこととし、同意が得られない旨を公表する。

(公表の方法)

第3条 前条の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク」（以下「ワムネット」という。）上で行うこととし、事業者は前条により公表することとされた事項を入力する。

- 2 実施要領7条により評価結果等の提出を受けた県は、その内容を確認のうえ、前項により入力された事項の公表を承認し、公表する。県は、次の各号に該当する場合を除き、公表の承認を行わなければならない。
 - (1) 個人情報の保護の観点から不適切である場合
 - (2) 事業者及び利用者に著しく不当な不利益を及ぼすおそれがある場合

(文書等による公表)

第4条 県は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて、文書により第2条の事項を公表するとともに、県のホームページからワムネットが閲覧できるよう配慮する。

- 2 評価機関においても、前項の規定に準じて公表するよう努めるものとする。

(公表期間)

第5条 評価機関及び県は、実施要領第7条の規定に基づく評価結果の提出の日から30日以内に公表するよう努めるものとし、その期間は、評価実施の属する年度の末から起算して5年間とする。

(社会的養護関係施設の評価結果の公表)

第6条 全国社会福祉協議会が認証した評価機関が行った社会的養護関係施設の評価結果については、県のホームページから全国社会福祉協議会ホームページが閲覧できるよう措置を行うことにより、県においても公表するものとする。

(事業者における公表)

第7条 評価を受審した事業者は、評価結果の概要等について、事務所内の見やすい場所に掲示するなど、自らもその公表に努めるものとする。

(事業者において行う表示措置)

第8条 評価を受審し、結果の全ての公表に同意した事業者は、サービス種別ごとに定める別表1の期間、事業者の発行する文書、封筒、自動車等に受審済みであることを示す別表2の仕様による表章を使用できるものとする。

(県において行う公示措置)

第9条 評価を受審した事業者の周知を図り、また、評価の受審を促進するために、県の機関が作成する事業所名簿等に可能な限り、別表1の期間、評価受審済であることを表示を行うものとする。

2 県は、関係機関に対して、前項と同様の措置を講じるよう要請を行う。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。但し、第8条及び第9条の規定は、施行日前に受審した事業者についても適用し、表示期間は、受審証明書の交付を受けた日から同条の規定を適用したのものとして算定する。

別表1

施設種別	表示期間	備考
社会的養護施設	3年間	表示期間は、受審証明書の交付を受けた日の翌年度初日から起算するものとする。
保育所	5年間	
その他施設	5年間	

別表2 表章の仕様

「平成〇〇年度島根県福祉サービス第三者評価受審事業所」

※サイズ、フォント及び意匠は任意とする。